

2023年4月 日

「青空楽市」(明石市本町1丁目1-14)の管理運営および出店ルールについて定める。

1. 「青空楽市」の目的
「青空楽市」は地域のまちづくり拠点の創出を目的とする。
2. 管理運営担当者
 - 1) 「青空楽市」は一般社団法人明石まちづくり推進室が管理・運営を行う
 - 2) 一般社団法人明石まちづくり推進室は、「青空楽市」の管理運営担当者を任命する。
 - 3) 管理運営担当者の役割は以下の通りである。
 - ① 「青空楽市」の利用状況の確認
 - ② 「青空楽市」の設備等の確認
 - ③ 一般社団法人あかしまちづくり推進室への報告
3. 青空楽市の運用
 - 1) 貸出場所
 - 【A】 魚の駅東隣 本通りスペース (4軒)
 - 【B】 魚の駅東隣 青空楽市内広場
 - 2) 出店料
 - 【A】 間口3m 4軒
 - 1軒あたり ●平日:2,000円(税込)
 - 木曜日:1,000円(税込)
 - 土・日・祝日:5,000円(税込)
 - 【B】 青空楽市内広場 12m×30m (360㎡)
 - 平日:20,000円(税込) ●土・日・祝日:50,000円(税込)
4. 厳守事項
「青空楽市」では以下の行為を禁止する。
 - ① 法令又は公の秩序又は善良な風俗を害する行為
 - ② 広場・設備等を毀損又は汚損する行為、また毀損又は汚損させる恐れのある行為。
 - ③ 他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為。
 - ④ 許可なく火気を使用する行為。

- ⑤ 魚の棚商店街の通行の妨害となる行為。
- ⑥ 暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員（以下「反社会的勢力」という。）による使用。
- ⑦ 反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資する行為。
- ⑧ 申請時の使用内容と異なる行為をすること。
- ⑨ 「青空楽市」の使用権の全部または一部を第三者へ譲渡・転貸すること。
- ⑩ その他、管理運営担当者が管理・運営上、不相当と認める行為。

5. 「青空楽市」使用手順

1) 使用申込み

出店希望者は、以下の申し込み先に、使用日時、使用場所、使用内容、責任者、連絡先を申し込む。

<申し込み先>

一般社団法人 明石まちづくり推進室

(明石市本町 1-5-17 あかし多幸 2F)

080-9609-0377 (木曜土曜を除く午後 3 時～午後 5 時まで)

緊急連絡先 安原 090-3490-1774 三島 090-1448-2214

次回からの申し込みを LINE 登録にてやりとりすることも可

2) 出店可否判断

一般社団法人明石まちづくり推進室は、出店申し込みに対して出店可否判断を行う

- ① 「青空楽市」厳守事項に定める行為に該当しないこと。
- ② 年末年始、魚の棚商店街の行事が開催されていない日時であること。
- ③ 「青空楽市」内広場を使用する日は、本通りスペースに出店しないこと。
- ④ 政治、宗教、特定思想に基づく集会等でないこと。
- ⑤ 魚の棚商店街内の近隣既存店の営業の妨げにならないこと。また類似業態の場合は、既存店に事前に連絡を済ませておくこと。
- ⑥ 飲食物を提供する場合は、必要な許可を得ていること。

3) 出店ルール

出店者は別紙の出店ルールに従うこと。

違反行為が確認された場合は、一般社団法人あかしまちづくり推進室が協議の上、即時撤収、今後の利用禁止等の処分を行う。

キャンセルについては当日の天候や出店者の体調などの理由によりキャンセルできる。但しあまりにも頻繁にキャンセルが続く様なら今後の予約を次回に回す。

4) 出店料の徴収

出店者は現金にて出店料を支払うこと。

5) 事故等発生時

事故等が発生した場合は、出店者の責任により速やかに対応すること。

管理運営担当者または一般社団法人あかしまちづくり推進室に連絡すること。

6. 「青空楽市」運営経費

一般社団法人明石まちづくり推進室は「青空楽市」の管理運営にあたり、以下の経費を支払う。

- ・ 賃借料
- ・ 電気料金
- ・ 上下水道料金
- ・ 維持管理費（設備メンテナンス、修繕費等）
- ・ その他（一般社団法人明石まちづくり推進室の協議の上、決定する）

7. 監査

一般社団法人明石まちづくり推進室は、「青空楽市」管理運営に関する会計および業務の監査を行う。

「青空楽市」出店ルール

【A】魚の駅東隣 本通りスペース（4軒）

搬入 搬出	<ul style="list-style-type: none">・ 魚の棚商店街内は、10：00～20：00の間は車両通行禁止です。・ 搬入出時は、通行者の安全に配慮し、台車等をお願いします。
出店 場所	<ul style="list-style-type: none">・ 出店場所は先着順とします。・ 魚の棚商店街自主規制線内（タイルの色が変わる）で出店してください。・ お互い気持ちよく出店できるようお願いします。
音	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の迷惑になるような音、大声は控えてください。
電源	<ul style="list-style-type: none">・ 「青空楽市」内の電源から電気を利用できます。・ 電源コードは各自ご用意ください。
後片付 け	<ul style="list-style-type: none">・ ゴミ等は各自持ち帰ってください。・ 出店中に発生した汚れ等は必ず掃除をしてください。
トイレ	<ul style="list-style-type: none">・ 「青空楽市」にトイレはございません。隣の「魚の駅」の公共トイレを利用ください。
貸出	<ul style="list-style-type: none">・ 机、テント、テーブル等の貸出は行っておりません。

臭い・煙に気をつけること

鍵の扱い：鍵が必要な方は事前に相談をお願いします。

顔出し看板を移動しても大丈夫です。出店者でいっぱいの際は魚の駅前に移動して下さい。

「青空楽市」出店ルール

【B】魚の駅東隣 青空楽市内広場

鍵	<ul style="list-style-type: none">・ 使用前に一般社団法人あかしまちづくり推進室から鍵を借りてください。・ 使用後は最終確認をした後、鍵を返却してください。
搬入 搬出	<ul style="list-style-type: none">・ 魚の棚商店街内は、10：00～20：00の間は車両通行禁止です。・ 搬入出時は、通行者の安全に配慮し、台車等をお願いします。
音	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の迷惑になるような音、大声は控えてください。
電源	<ul style="list-style-type: none">・ 「青空楽市」内の電源から電気を利用できます。・ 電源コードは各自ご用意ください。
水道	<ul style="list-style-type: none">・ 「青空楽市」内のシンクを利用できます。使用後は必ず掃除をお願いします。
電灯	<ul style="list-style-type: none">・ 夕方以降に使用する場合は、電灯を使用できます。申し込み時にご連絡ください。
後片付 け	<ul style="list-style-type: none">・ ゴミ等は各自持ち帰ってください・ 管理運営担当者より指示がある場合は指定場所にまとめてください。・ 出店中に発生した汚れ等は必ず掃除をしてください。
トイレ	<ul style="list-style-type: none">・ 「青空楽市」にトイレはございません。隣の「魚の駅」の公共トイレを利用ください。
貸出	<ul style="list-style-type: none">・ ステージ台を使用できます。申し込み時にご連絡ください。・ 机、テント、テーブル等の貸出は行っていません。

音 イベントに必要な範囲で

灰皿の吸い殻